

令和5年度 サービス産業活性化支援事業 企画提案募集要項

この要項は、サービス産業活性化支援事業の業務委託予定事業者を選定するために実施する企画提案募集について、必要な事項を定める。

1 業務の目的

本事業は、サービス産業事業者に対し生産性向上に資するセミナーを開催するとともに、業務の効率化や高付加価値化に効果的な手法を示した動画を制作することをもって、本県サービス産業の生産性向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 サービス産業活性化支援事業
- (2) 事業主体 静岡県
- (3) 契約者 静岡県知事
- (4) 採用方式 公募での企画提案方式
- (5) 事業内容 別添「サービス産業活性化支援事業企画提案仕様書」のとおり
- (6) 契約期間 契約締結日～令和6年3月25日（月）
- (7) 契約価格の限度額 5,665千円（税込）

※消費税及び地方消費税は10%で計算すること

3 応募資格に関する事項

本業務に関する応募者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 直近1年間において県税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからオに該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 応募手続き

(1) 企画提案募集要領の配布

応募に関する書類については、次のとおり交付する。

交付期間	令和5年7月7日（金）から令和5年7月24日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで
交付場所	・静岡県経済産業部商工業局商工振興課商工振興班（県庁東館7階） ・県商工振興課ホームページ上
交付資料	・サービス産業活性化支援事業企画提案募集要項 ・サービス産業活性化支援事業企画提案仕様書

(2) 応募書類の提出

企画提案に参加する者は、以下の書類を期限までに提出すること。

提出期限	令和5年7月25日（火）午後5時まで（必着）
提出方法	持参又は郵送にて
提出先	静岡県経済産業部商工業局商工振興課商工振興班（県庁東館7階）
提出書類	①サービス産業活性化支援事業企画提案応募申込書（様式1） ②企画提案書（様式2） ③経費積算書（様式3） ④企画提案応募に係る誓約書（様式4） ⑤その他企画提案を説明するのに必要な書類 ⑥会社概要（パンフレット等） ⑦直近2期分の決算書 ⑧パートナーシップ構築宣言書*（写し）※該当する場合のみ提出 *「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において2020年5月に創設されたもの
提出部数	7部（うち6部は写し可）
提案件数	1社（団体）につき1件
留意事項	①手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。 ②企画提案に係る一切の経費は応募者の負担とする。 ③応募書類提出後に辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式任意）を提出すること。 ④企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。 ⑤提出された応募書類は返却しない（辞退の場合も同様）。

5 選定方法

(1) 選定委員会による選定

提出された企画提案書は、「サービス産業活性化支援事業企画提案選定委員会」において、(3)の評価基準に基づいて審査し、委託事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書及び説明（プレゼンテーション）により行う。

(2) 企画提案書の説明（プレゼンテーション）

企画提案内容について、次のとおり説明（プレゼンテーション）による審査を行う。詳細については別途連絡する。

日 時	令和5年8月3日（木）
場 所	静岡県庁東館7階 経済産業部共用会議室
そ の 他	・具体的な日時及び1提案当たりの説明時間は別途連絡する。 ・補足資料がある場合は7部用意すること。

(3) 評価基準

	項目	審査基準
1	事業の実効性	・仕様の通りに事業を実施できるか ・事業成果は期待できるか
2	事業の実行力	・事業を実施するに当たり十分な体制を確保しているか ・事業を実施するに当たり十分な経営基盤及び実績を有するか ・事業規模及び実施スケジュールは妥当か
3	提案内容の優良性	①セミナーの開催 ・汎用性が高い手法を用い、生産性向上に直結した内容であるか ・受講対象とする業種（飲食、宿泊、小売り等）は明確であるか また、受講対象とする業種や取組に適した内容であるか ・同業態への普及可能性がある内容か ②セミナー開催周知 ・周知の方法は工夫されているか ・周知方法は適切か ③動画の制作 ・開催するセミナーと同等程度の内容があるか ・視聴者に分かりやすい工夫がなされているか
4	経費見積りの妥当性 及び費用対効果	・事業内容に見合った経費見積りとなっているか。 ・事業費の積算は適切か

※上記に加え、パートナーシップ構築宣言を作成し登録している場合は、評価の対象とする。

6 事前審査

企画提案希望者が多数（5者以上）となった場合には、提出された企画提案書に基づいて事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（4者）を選定する。

その場合、事前審査の結果は、令和5年8月1日（火）正午までに電子メールにて通知する。

7 受託者の選定及び選定結果の発表

(1) 審査の結果、契約価格の限度額の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。

(2) 選定結果は次のとおり発表する。

日 時	令和5年8月上旬
方 法	すべての応募者に文書により通知する。
そ の 他	委託予定事業者については、事業者名、代表者名、住所等を県のホームページにおいて公表する。

8 契約についての留意点

企画提案し選定された事業の内容・規模等については、委託予定事業者と静岡県商工振興課の間で事前に協議の上決定し、契約仕様書案等を作成する。ただし、双方で調整の上、契約内容を修正・変更する場合がある。その後、見積りを徴し随意契約を行う。

9 質問及び回答

本業務に関する質問については、原則として「質問書」（様式5）の提出により行うものとする。

(1) 提出先等

ア 提出期限等 令和5年7月21日（金）正午

イ 提出先 静岡県経済産業部商工業局商工振興課

ウ 提出方法 電子メール（送信後、電話にて受信確認を行うこと）

(2) 回答

静岡県商工振興課ホームページへの掲載により回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

10 応募書類提出先 及び 問い合わせ先

静岡県経済産業部商工業局商工振興課商工振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話：054-221-2182

（土・日・祝日を除く、午前9時30分から午後5時まで）

電子メール：ssr@pref.shizuoka.lg.jp